

令和  
7年度

# 沖縄空手流派指導体制構築事業 「若手指導者等渡航費支援」

## 【目的】

沖縄県では、海外又は県外の道場若しくは団体からの招聘により熟練指導者が自己負担無して海外又は県外でのセミナー等を実施する際、若手指導者又は後継者が同行し熟練指導者のノウハウを継承するとともに、海外又は、県外の道場若しくは団体とのネットワークを構築・強化するため若手指導者又は後継者の渡航費を支援します。

- ◆熟練指導者：段位7段以上又は、称号教士以上を保持する者（年2回まで）
  - ◆若手指導者：段位3段以上を保有する者
  - ◆後継者：熟練指導者の流会派を継承する者として熟練指導者が後継指名をした者
- ※若手指導者及び後継者の対象年齢を20歳～69歳までとし、年1回の利用が可。但し、海外、県外から招聘により自己負担無してセミナー等を実施したことのある者は対象外とする。

## 【補助対象者】

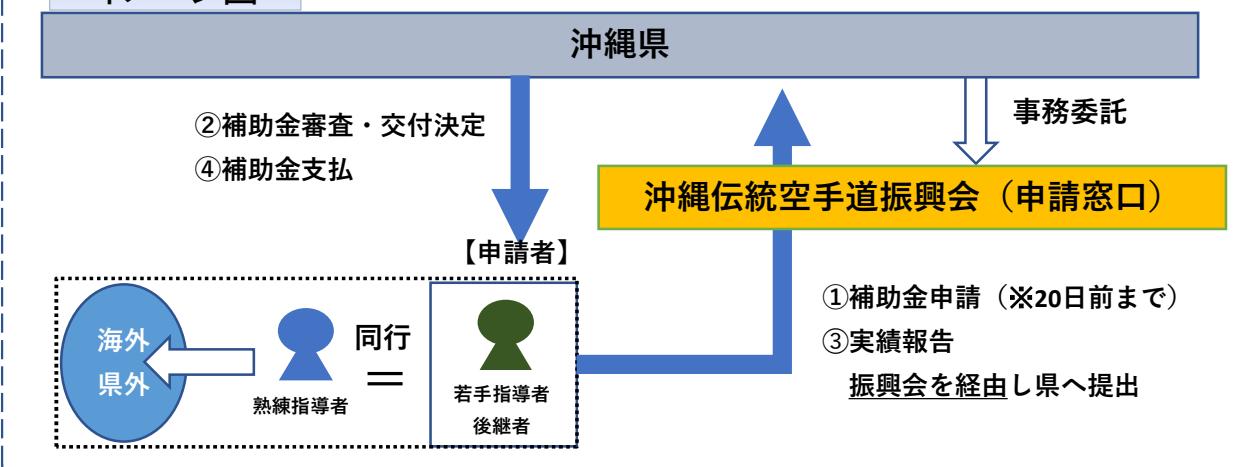
以下の①②いずれかの条件を満たす若手指導者又は後継者。

- ①全沖縄空手道連盟/沖縄空手道連盟/沖縄空手・古武道連盟/沖縄空手道連合会のいずれかに所属している。
- ②沖縄伝統空手道振興会の推薦がある。

## 【交付対象経費及び補助率】

- 航空運賃、宿泊料、燃油サーチャージ、航空保険、空港税等
- 補助率は対象経費の8割以内、補助上限は最大50万円まで

## イメージ図



【補助の要件】渡航の開始日から起算して20日前までに交付申請書を提出し、渡航までに交付決定を受けること。（詳細の要件については補助金交付要綱及び実施要領によります。）

【事業期間】原則令和8年2月末迄に旅行を終了し、令和8年3月10日迄に実績報告を提出。（本事業は、予算に達し次第終了とさせていただきます。）

## 【お問合先】

一般社団法人 沖縄伝統空手道振興会  
メールアドレス：ryuha@odks.jp  
電話：098-851-3707 (担当：川崎・比嘉)